

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県大田市

2 構造改革特別区域の名称

大田市どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

大田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

当市は、島根県のほぼ中央に位置し、面積は436.11km²である。北部は日本海に面しているが、急峻な中国山地が海岸に迫り山林原野が多く平坦部は少ない。

海岸線は46kmに及び、岩場と砂場が交互に存在することから、漁業はもちろん、風光明媚な自然景観、海水浴、釣り、マリンスポーツなどの観光に適している。

また、世界遺産となった石見銀山遺跡、大山隠岐国立公園に属する三瓶山や多くの温泉がある。

(2) 人口

人口は、平成17年国勢調査で40,703人となり、減少傾向が続いている。また、年齢別構成では、高齢化率が30%を超え、全国平均と比較すると速いペースで高齢化が進んでいる。

(3) 産業

農業は、水稲と畜産、果樹、施設園芸等による複合経営が主体であるが、畜産も盛んで、県内有数の畜産基地である。漁業は、沿岸、沖合域を含め恵まれた漁場環境にあり、小型底引き網、巻き網、一本釣延縄、小型定置網等沿岸漁業を中心に営まれている。

鉱工業では、石州瓦や住宅建築関係の業種があり、石州大工や石見左官等建築技術にも古くから定評がある。また、水産加工品を中心に小規模ながら地域の自然の素材を活かした産業集積や医療福祉、衣服等の分野でオンリーワンを目指す事業所が見られるほか、ゼオライト、ベントナイト、珪砂等当市特有の地下資源が産出されている。

観光では、世界遺産となった石見銀山遺跡や国立公園三瓶山、温泉津温泉、仁摩サンドミュージアム、日本海等特色ある観光資源を有しており、年間100万人以上の観光客の入り込みがある。

(4) 地域の課題

当市は、温暖な気候や国立公園三瓶山や温泉津温泉など観光資源に恵まれていること、

さらに、平成19年7月に石見銀山遺跡が世界遺産に登録されたことから多くの観光客が来訪している。

一方、社会情勢の変化や個人の価値観の多様化の中、都市生活とは違う豊かさを求め、恵まれた自然環境の中で生活するスローライフや体験など、物質的な豊かさより心の豊かさを求める都市生活者のニーズが高まりを見せ、地域の自然、風土、歴史、文化など地域のありのままの姿に触れ、地域に暮らす人たちとの交流を楽しむ新しい旅のスタイルが増えている。

今後、大田市では、観光PRとともに、農村漁村での民泊や農林漁業体験等を通じて、都市住民との交流を深める新たな旅のスタイルの提供し、都市生活住民のニーズに応じていく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

大田市には、都市生活者が癒しや安らぎを感じる自然豊かな農村漁村地帯が点在しており、現在、“田舎”を売りとする「田舎ツーリズム」が12団体存在し、農村漁村での民泊や農林漁業体験、調理体験や地元の食材を利用した農家レストランを行っている。それに加え、自ら栽培した米を用いた「どぶろく」を製造し、自ら経営する農家民泊等で「どぶろく」とともに田舎料理を提供することで、都市生活者との交流を活発にし、農林水産物の消費拡大を図ることができる。

さらには、農家民宿等によるどぶろくの製造を可能にすることで、地域における自らが暮らす地域の特性を再認識するとともに、地域の自助努力による振興策として地域活性化を進めるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

農家民宿等によるどぶろくの製造等の本計画の実施により、都市部からの農業体験等を楽しむ交流人口が増加し、よりいっそう都市と地域住民との交流が活発になるとともに、市民一人一人が地域の魅力を知り、魅力あるふるさと資源を最大限活用した“おもてなし”により、大田市ファンを増やし、しいては、人口定住を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、都市と農村の交流が拡大し、交流人口の増加が期待できる。さらには、田舎ツーリズムを体感してもらうことで、単なる交流にとどまらず、週末移住や季節移住などの二地域居住や、さらには、大田市への永住への発展が期待できる。

区分	平成21年度	平成22年度	平成24年度
どぶろく製造者	0人	1人	3人
交流人口（田舎ツーリズム）	1,300人	1,400人	1,600人

8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 交流人口の拡大

当市には、古民家等を活用し交流体験事業を取り組む実践団体があるが、各団体が有機的に機能せず、十分な受け入れができていない状況にある。このことから、古民家を活用し、持続可能な田舎ツーリズムの仕組みを構築し、豊富な自然や個性豊かな住民など、大田市の魅力を体感してもらうことで、交流人口の拡大、さらには、定住促進を図っていくこととしている。本特定事業をこの取り組みに巻き込むことによりさらなる効果を見込むことができる。

具体的には、当市が有する観光施設や観光資源を最大限活用し、体験、交流機能を組み合わせた多様なメニューによる「田舎体験ツアー」を実施し、交流人口の拡大を図る。さらに、交流体験の拠点となる施設の発掘に努め、“田舎”を切り口とした新たな旅のメニューを提供し、スローライフや田舎暮らしに関心を持つ都市生活者の移住を促す。

(2) 情報発信

報道機関や旅行会社への情報提供を行うとともに、市の定住サイトやふるさと情報誌による情報発信を行う。広島で行われる「島根ふるさとフェア」などのイベントも活用しながら広報活動を展開し、誘客の促進を図る。

(3) 協働によるまちづくり推進事業

市民と行政の「協働によるまちづくり」を進めていくため、市内を7つのブロックに分け、「まちづくり委員会」を設置している。市内各地域で文化伝承活動、地域福祉活動、三世代交流活動等などのまちづくり活動を行っている。田舎体験ツアーなどの事業と連携し、地域の特産や文化などの地域の魅力を結びつけることによって、地域の活性化を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家民宿、農家レストラン等)を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料としてどぶろくを製造しようとする者

3 当該規制の特別措置の適用の開始日

本特別区域計画の設定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

島根県大田市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、どぶろくの提供を通じて地域活性化を図るためにどぶろくを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家民宿や農家レストランなどを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合に、製造免許にかかる最低製造数量基準(6kℓ)に満たなくとも、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、来客者に濁酒を提供することが可能となることから、都市と農村との交流促進が図られ、本市の交流人口の拡大につながるとともに、定住への発展が期待できる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が特例措置以外の酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行っていく。